

地区拠点施設整備基本構想基本計画策定支援業務
公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月

海田町

1 業務の目的

海田町（以下「町」という。）では、海田東公民館や海田東体育館の老朽化が進む中で、令和5年4月に海田東地区拠点施設整備基本構想（以下「旧基本構想」という。）を策定・公表したところである。

本業務では、旧基本構想を見直し、既に策定している海田町地区拠点まちづくり基本構想等の内容を踏まえて、海田東公民館の再整備を基本とした地区拠点施設を整備するための、地区拠点施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）及び地区拠点施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することを目的とする。

2 概要

(1) 業務名

地区拠点施設整備基本構想基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書(案)のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和9年7月31日（金）まで

(4) 提案上限金額

10,741,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

この金額を超える提案は失格となる。

3 応募者の資格等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、単体の事業者（法人格を有する者に限る。以下同じ。）又は複数の事業者によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とする。

イ 連合体で本件に応募しようとする場合は、連合体内の各事業者が連合体全体の構成を承知した上で、代表となる事業者（以下「代表者」という。）1者を定め、手続きを行うこと

ウ 同一事業者による複数の応募（連合体への参加を含む。）は認めない。

エ 代表者以外の構成事業者については、代表者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責を負うものとする。

(2) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、本募集要項及び関係法令等を遵守し、提案事業を遂行できる十分な資力、信用、運営能力等を有する事業者で、次の全ての要件を満たしている者とする（連合体の場合、構成するすべての事業者が対象）。参加申込後に次のいずれかに該当しないこととなった場合も参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと

ウ 参加申込書提出日において、海田町又は広島県から、指名除外を受けていない者であること

エ 広島県内に本店又は支店を有し、町からの要望に対して迅速に対応できる体制を構築できる者

であること

オ 平成29年度以降に国又は地方公共団体等における公共施設等の基本構想又は基本計画等策定の実績を有している者であること

カ 町との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更に柔軟に対応できる者であること

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

ク 国税及び地方税の滞納がないこと

(3) 業務の実施にあたっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託しないこと

イ 次の技術者を配置すること

① 主任技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに当たり必要な能力と経験を有する技術者であること

② 主任技術者は、平成29年度以降に主任技術者として同種又は類似業務の履行実績があること

③ 照査技術者及び主たる担当技術者は、平成29年度以降に主任技術者又は担当技術者として同種又は類似業務の履行実績があること

※ 同種業務とは、国や地方自治体等の公共施設等の基本構想又は基本計画等策定業務の実績のうち本業務に活用できるもの

※ 類似業務とは、地方自治体等の公共施設等総合管理計画策定業務、公共施設再編計画策定業務、まちづくり基本構想策定業務及びまちづくり基本計画策定業務のうち本業務に活用できるもの

4 応募手続き

(1) スケジュール

現時点でのスケジュールは次のとおり。ただし、変更になる可能性がある。

内 容	日 程 等
公募開始	令和8年6月18日（木）
質問の受付期限	令和8年6月25日（木）
質問への回答	令和8年6月30日（火）（予定）
参加申込書の提出期限	令和8年7月3日（金）
企画提案書提出期限	令和8年7月9日（木）
1次審査（書類選考）	令和8年7月13日（月）
1次審査結果通知	令和8年7月16日（木）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月24日（金）午後（予定）
審査結果公表	令和8年7月下旬（予定）

(2) 質問の受付及び回答

本件に関する質問は、質問書（様式第1号）に記載し、次のとおり提出すること

なお、質問に対する回答は、令和8年6月30日(火)までに町ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わないものとする。

ア 提出期限：令和8年6月25日(木)午後5時まで

イ 提出先：海田町企画部資産活用課町有財産係

ウ 提出方法：電子メール(宛先 shisan@town.kaita.lg.jp)

※ 必ず電話等により受信確認を行うこと

(3) 参加申込書及び関連資料の提出等

本件への応募を希望する場合は、参加申込書(様式第2号)及び関連資料を次のとおり提出すること

ア 提出期限：令和8年7月3日(金)午後5時まで

イ 提出先：海田町企画部資産活用課町有財産係

(〒736-8601 海田町南昭和町14番17号 庁舎3階)

ウ 提出方法：持参又は郵送(郵送の場合は必着とする。)

エ 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

オ 関連資料

① 納税証明書(国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納のない証明書)の3か月以内に発行されたものの写し

② 応募者概要(様式第3号)

③ 誓約書(様式第4号)及び役員等一覧(様式第5号)

④ 商業・法人登記現在事項全部証明書(発行後3か月以内のもの)

※ 連合体で応募する場合は、全ての構成事業者に関する関連資料を提出すること

⑤ 配置予定技術者の配置計画(任意様式)

主任技術者、照査技術者、主たる担当技術者の配置計画について記載すること

⑥ 予定技術者申告書(様式第6号)

主任技術者、照査技術者および主たる担当技術者についてそれぞれ作成し、技術者の資格を証明する資料(写し等)を添付すること。業務実績は、平成29年度以降の同種または類似業務のうち令和8年3月31日までに完了したものを3件まで記載すること(件数を評価するものではない。)

手持ち業務は、令和8年6月1日現在で担当している業務を記載すること

(4) 企画提案書及び関連資料の作成及び提出等

ア 企画提案書(任意様式)の作成

(ア) 企画提案書は、次の項目に従って作成すること

No.	テーマ	記載事項
1	業務の基本姿勢	・本業務を行うに当たっての本事業に対する考え方、提案の動機等
2	業務スケジュール	・業務開始日を7月下旬としたときの業務スケジュール立案とその考え方、方針 ・期間内に業務を遂行するための工夫等

3	業務実績	・平成29年度以降における国や地方自治体等での公共施設の基本構想又は基本計画等策定業務の実績のうち本業務に活用できるもの（業務名、発注者、期間、委託料、業務の概要等を簡潔にまとめたもので3業務以内）
4	業務体制	・本業務を遂行する事業者の体制（業務従事者名、役割、資格、体制表等） ※できるだけ詳細に記載すること
5	提案内容	・次の5項目について、「1 目的」や第5次総合計画後期基本計画、海田町都市計画マスタープラン、海田町立地適正化計画、海田町地域防災計画、海田町地区拠点まちづくり基本構想、公共施設等総合管理計画を十分に理解した上で、事業者の実績やノウハウを基に提案すること
	①基本構想の修正の必要性	・旧基本構想の修正内容の考え方
	②基本計画の策定	・基本計画の策定に対する考え方
	③事業手法比較	・官民連携手法も含めた整備手法の比較検討、建設コスト及び管理運営コストの軽減に必要なポイントとその考え方
	④施設利用者・住民意見の聴取、反映、周知	・施設利用者や周辺住民・団体の意見の聴取、反映、周知におけるポイントとその考え方 ・意見聴取における旧基本構想との整合性のとり方
⑤独自の提案	・本事業を効果的に進めていくための事業者の経験やノウハウ、人材等を活用した独自の提案、業務遂行の際のアピールポイント等	

(イ) 注意事項

- ・ 提案書はA4版又はA3版で作成すること
- ・ ページ番号を付すこと
- ・ 文字サイズは10ポイント以上とすること

イ 企画提案書及び関連資料の提出

次のとおり企画提案書及び関連資料を提出すること

(ア) 提出期限：令和8年7月9日（木）午後5時まで

(イ) 提出先：海田町企画部資産活用課町有財産係

（〒736-8601 海田町南昭和町14番17号 庁舎3階）

(ウ) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は必着とする。）

(エ) 関連資料

- ・ 工程表（様式第7号）
- ・ 参考見積（任意様式）1部
（見積りの内訳書）1部

※ 見積りの内訳書には各工程の人工を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないこと

- ・ その他必要な書類（任意）

(オ) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）及び電子データ（PDF形式）1式（CD-R又はDVD-R等で提出すること）

※ 企画提案書は提案者名（事業者名、提案者が特定される名称等を含む）が分からないようにすること

(5) その他の留意事項

- ア 応募提案必要書類のうち、著作物に当たる書類に係る著作権は応募者に帰属する。
- イ 応募提案必要書類の内容については、審査結果の公表等が必要な場合、海田町が必要と認める範囲で公表できるものとする。
- ウ 応募提案必要書類については、海田町が必要と認める範囲で応募者の同意を要することなく無償で使用できるものとする。
- エ 応募提案必要書類に関して海田町が知り得た事項であって、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては、その内容を他に漏らさないものとする。
- オ 海田町は、応募提案必要書類の取扱い及び保管に当たっては十分注意するが、不測の事態により生じた損害等については責任を負わないものとする。
- カ 応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。また、提出された応募提案必要書類は返却しない。
- キ 誤字等を除き、応募提案必要書類提出後の内容変更及び追加は認めない
- ク 応募提案必要書類提出後に、やむを得ず応募を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること
- ケ 提出された企画提案書等は、海田町情報公開条例（平成17年海田町条例第5号）に基づき、情報公開請求の対象となる（受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結後の公開とする）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とする。これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること

5 事業者の選定について

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、審査を行う。

(1) 審査

- ア 応募者の提出書類に基づき、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「ヒアリング審査」という。）を行い、ヒアリング審査において最高得点を得た応募者を受託候補者に特定し、次に高い得点を得た応募者を次点候補者とする。

イ 審査項目、主な着眼点及び配分

評価項目	内容・判断基準	配点
1 業務実施方法及び特定テーマ（80）	（1）業務の基本姿勢	10
	町の現況の習熟度	5
	業務に対する理解度（現状把握、課題分析等）	5
	（2）業務スケジュール	10
	業務スケジュールは明確で、期間内に円滑で確実な遂行ができる提案内容か ※（様式第7号）との整合性を図ること	10
	（3）業務実績	10
	事業者が公共施設の基本構想又は基本計画等策定に携わった実績及び類似業務の実績は適正か	10
	（4）業務体制	10
	本業務の実施に当たり、各技術者（主任、照査、主たる担当）は十分な経験、同種又は類似業務に携わった実績及び有効な資格を有している者を配置し、適切な人員体制か ※（様式第6号）に記載してある内容についてもこの項目の評価対象とする。	10
	（5）提案内容	40
	旧基本構想の修正内容の考え方は適切か	10
	基本計画の策定に対する考え方は適切か	10
	事業手法に対する考え方のポイントを押さえているか	5
	住民等からの意見聴取手法は効率的かつ適切なものとなっているか 旧基本構想との整合性はあるか	5
本業務を進めるにあたっての独自の強みや売りがあり、これからの取組が期待される効果的な独自提案はあるか	10	
2 企画提案書及びプレゼンテーション（10）	企画提案書及びプレゼンテーションは分かりやすく、かつ説得力のあるものになっているか。また、情報やデータの使い方、分析・処理の仕方に優れ、効果的に組み込まれているか	10
3 提案金額（10）	参考見積に対する業務コストの妥当性 【評価点】 配点×（最低見積価格）/（各事業者見積価格） ※小数点第一位を切捨て	10

ウ 評価係数

採点は、配点に評価係数を乗じて行う。評価係数は次のとおりとし、審査項目に対する5段階の評価に応じて決定する。

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

エ その他

- (ア) 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は事業費の低い方を上位とし、事業費も同額の場合はくじにより決める。
- (イ) 出席した審査委員の評価点を合計した点数を出席した委員の数で割った点数が60点に満たない応募者は、候補者として特定しない。
- (ウ) 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(2) 審査方法

審査は2段階で行い、第1次審査は書類審査、第2次審査はヒアリング審査とする。第1次審査及び第2次審査の審査項目は同一とし、第2次審査時の採点は、第1次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとする。第1次審査は、各審査員が企画提案書等の内容を採点し、全審査員の合計得点により順位を決定し、提案者の上位3者程度を第2次審査へ進める。ただし、提案者が3者程度の場合は第1次審査を行わない。

ア 1次審査（書類審査）は次のとおり実施する

- (ア) 開催日：令和8年7月13日（月）
- (イ) 結果の通知：令和8年7月16日（木）

イ 2次審査（ヒアリング審査）は次のとおり実施する。

- (ア) 開催日：令和8年7月24日（金）午後（予定）
- (イ) 場所：海田町役場庁舎内（予定）
- (ウ) 所要時間：1事業者につき、35分以内（審査前後の準備作業含む）
- (エ) 内容

- ・ 企画提案書の説明（20分以内）及び質疑応答（15分程度）
- ・ 提出した企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施すること
また、審査委員からの質問に対して簡潔に回答すること
なお、電子黒板（プロジェクター）及び接続配線（HDMI端子）は町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること

(オ) 説明者

企画提案書等の説明及び質疑応答は、本事業を担当し、本事業の内容を理解している者が実施すること

なお、会場に入室できる者は3名までとする。

(カ) 集合時間

参加事業者ごとの集合時間等は別途通知する。

(3) 審査結果の通知及び公表

応募者全員に対し、審査委員会において審査した結果を通知する。

審査結果については、受託候補者及び次点交候補者として特定した者の名称及び点数並びに応募者数（事業者名は非公表）を海田町ホームページで公表する。

なお、審査委員会における審議の内容は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

6 失格等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合
- (4) 見積価格が上限額を超えた場合
- (5) その他、本募集要項に違反する場合

7 契約等

(1) 業務委託契約

審査委員会において本業務の受託候補者とする。事業内容について協議調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に予定価格の範囲内において交渉及び見積合わせを経て確定した金額により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

なお、受託候補者が参加申込書の提出があった日から契約の締結までの間に、本募集要項に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、受託候補者との契約は行わず、次点候補者と上記の手続きにより契約する。（いずれも5(1)エで定める基準点に満たない場合は除く）

(2) 業務委託内容

契約に係る業務は別紙仕様書(案)に定める内容を標準とする。なお、契約締結の際にはプロポーザルの内容に即して仕様書及び数量総括表の内容を確定するが、提案内容が必ずしも設計金額に反映されるものではない。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込後、辞退する場合は辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (3) 提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1事業所につき1申請とする。
- (5) 担当課以外の関係課等へ直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (6) 提出期限後の提案書の変更は認めない。
- (7) 提出された提案書は返却しない。

- (8) 本プロポーザルに係る経費については参加者側の負担とする。
- (9) 提出された提案書は、審査以外の目的で使用しない。
- (10) 提出書の著作権は提案者に帰属するが、町は提案者と協議の上、提案書の内容を無償で使用することができる。
- (11) 提出された提案書は、原則として情報公開の対象になる。ただし、参加事業者の正当な利益が害する恐れがあると町が認めた箇所については非公開の対象とする。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであるため、具体的な業務内容は、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。

9 問い合わせ先（担当課）

海田町企画部資産活用課 町有財産係

住所：〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号

電話：082-823-3152

Mail：shisan@town.kaita.lg.jp